

一般財団法人稲城市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

原則	自己説明項目	自己説明
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	・一般財団法人に関する法律を遵守し、当協会の定款等に従い、運営及び事業を実施している。
	(2) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	・大会や講習会等を行う際には、当該施設の使用に係る規則や、当該地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守している。
	(3) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	・定款に基づき評議員会において理事・監事を選任し、代表理事、常任理事を中心に事業運営を行っている。 ・代表理事（会長）1名、常任理事10名（副会長2名、理事長1名、副理事長1名含む）、理事20名で定期的に理事会を実施し、各事業について協議・決定し、各加盟団体へ周知等を行っている。
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	・毎年度、理事会において事業計画と活動方針案の策定を行い、評議員会にて審議し、承認を受け、当協会ホームページで公表している。
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	・当協会内で定期的に研修等を実施しているほか、東京都スポーツ協会が主催する研修会等への役員の参加を促している。
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	・上記研修会の開催等のほか、東京都スポーツ協会が主催する研修会等の資料などを加盟団体に情報提供している。 ・「(一財)稲城市スポーツ協会における倫理に関するガイドライン」を作成し加盟団体へ周知している。

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款等に定める規定に従い適切に会計処理を行っており、毎年度、評議員会に決算等の議案を提出し、承認を得ている。 ・団体の会計処理が適切に行われるよう、総務委員会と事務局で会計処理の精査を行い、内部及び外部監事の指導のもと会計処理を適正に行っている。
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都スポーツ協会、稲城市等の補助金等については、それぞれの交付団体会計基準、要綱、事務の手引き等に従い、各交付団体の指示のもと適正に会計処理を行っている。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・処務規程に沿った会計処理を複数の事務局員で行い、常任理事が確認を行っている。 ・定款等の規定に従い、監事による内部監査及び税理士による外部監査を行っている。
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「(一財) 稲城市スポーツ協会 情報公開規程」を設け、要請に応じ適切に情報開示を行っている。
	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・団体のホームページにおいて、組織概要、事業計画等を公表している。 ・評議員会において、行政、関係各団体を招き、財務諸表、組織体制等について公開で審議を行っている。また、これら評議員会で用いた資料は定款の規程に基づき事務所に備え付け、「(一財) 稲城市スポーツ協会 情報公開規程」により適切に情報開示を行っている。